

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国では、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされており、肝炎対策基本法などの法律において、国の責任が明確になっている。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、助成対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能である場合も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

毎日、数多くの肝硬変・肝がん患者が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、岸和田市議会は国に対し、以下のことを要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月11日

岸和田市議会